

所管：国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

文書名：建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

リンク：<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>

適用者：建設現場やオフィス(従業員が事務作業を行う事業場(現場事務所を含む)をいう)

【記載項目抜粋】

3. 講じるべき具体的な対策（6P）

(3) 建設現場

(i) 建設現場における対応

※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）（70%）が手に入らない場合は、エタノール（60%台）による清拭も許容される。

※有効塩素濃度 0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。

※有機物が多く存在する環境下では、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L））の有効性が確認されている。

新型コロナウイルスの陽性等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）

3 労働者が陽性等であると判明した場合の保健所との連携に関すること（PDF上 78P）

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水による清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の汚物（痰、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノール、0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は 30 分間浸漬、又は亜塩素酸水（汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水をまき（数分以上置くこと。）ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる。）で消毒する。